

## 令和3年度 第1回

### 泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会【議事録】

令和3年8月30日（月）午前9時30～午前10時21分  
泉佐野市役所 4階 庁議室

#### 出席委員

向江 英雄 委員、藤里 晃 委員、立山 眞吉 委員、芝野 茂 委員  
川崎 一博 委員、中村 初美 委員、西願 幸雄 委員、北野 義徳 委員  
東谷 寛治 委員、宇都宮 明貴子 委員、野口 新一 委員  
中西 常泰 委員、東谷 寛 委員、中藤 辰洋 委員、山中 辰也 委員  
上仁 裕美子 委員（委員16名参加・委員総数17名）

#### 市出席者

市長 千代松 大耕

（事務局）

人権推進担当理事 中下 栄治、人権推進課長 川崎 弘二、主幹 奥野 秀樹  
男女共同参画係長 馬場 美郷

#### 1. 開会

##### 事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

会長が決まるまでの間、私が司会を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、当審議会は議事録を作成するために録音させていただきますのであらかじめご了承ください。

それでは、開催にあたりまして、千代松市長からご挨拶を申し上げます。

#### 2. 市長挨拶

市長 千代松 大耕

皆さま、おはようございます。審議会委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

平素は、人権行政の推進をはじめ、市政運営全般につきましてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、任期満了に伴いまして、新たに皆さまを「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」委員に委嘱させていただきたく存じますので、向こう2年間、よろしくお願い申し上げます。

さて、本市では、あらゆる人権問題を重要な行政課題として位置付け、1993年に制定しました「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」や2004年に策定しました「泉佐野市人権行政基本方針」などに基

づき、差別解消、人権尊重の社会づくりにむけた取り組みを進めてきております。

しかしながら、ここ数年を振り返ってみましても、差別を助長・拡大するような落書やインターネットへの書き込み、同和地区に関する問い合わせなどは解消されていない現状にあります。また、最近では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たな人権問題が発生しています。

このような状況の中、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消推進法、そして部落差別解消推進法の人権三法が2016年度に施行され、差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう定められています。

これまで本審議会におきましては、本市における人権行政推進に関する基本方針となります「泉佐野市人権行政基本方針」の策定にかかる答申をはじめ、貴重なご意見を頂戴してまいりました。

今年度、市民の皆様の人権問題に関する意識の現状や傾向を把握し、人権問題の解決に向けた施策を総合的に推進するための基本方針や実施計画の策定のほか、市民への人権に関する教育・啓発のための基礎資料とすることを目的とする「泉佐野市民の人権に関する意識調査」を実施いたします。今回の審議会におきましては、本意識調査について委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

今後も具体的な施策をより効果的に推進し、差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現をめざして取り組んでまいり所存でございますので、今後ともご尽力賜りますよう、あわせてお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

### 3. 委員紹介

事務局

ありがとうございました。

本来であれば、この後、市長よりお一人ずつ委嘱状を交付させて頂くところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に委嘱状を配布させて頂いています。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。

(委員名簿順に委員紹介)

なお、千代松市長はこのあと公務のため、ここで退席させていただきます。

市長退席

### 4. 事務局紹介

事務局

それでは、事務局職員を紹介します。

中下人権推進担当理事です。川崎人権推進課長です。馬場男女共同参画係長です。改めまして、人権推進課主幹の奥野です。どうぞよろしく願いいたします。

次に事前にお配りさせていただいている資料等についてご確認いただきたいと思います。委嘱状、本日の次第、委員名簿、座席表、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則、資料1「泉佐野市民の人権に関する意識調査の概要」、資料2「泉佐野

市民の人権に関する意識調査スケジュール」、資料3「泉佐野市民の人権に関する意識調査票（案）」、資料4 泉佐野市民の人権に関する意識調査 調査票（案）追加項目一覧表でございます。

今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、当審議会の規則について、簡単にご説明させていただきます。お配りいたしております資料の中の「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則」をご覧ください。

第1条は、審議会の組織及び運営に関し必要な事項はこの規則で定めていますという内容になっています。

第2条は、職務として、「審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。」となっております。この条例別表に掲げる当該担当事務とは、泉佐野市附属機関条例の中で「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項の調査審議に関する事務」となっております。

第3条、組織は、委員の構成ならびに市長が委員を任命することを記載しています。

第4条は、委員の任期を2年としています。

第5条は、特別委員の任命について、必要に応じて市長が任命する旨記載されています。

第6条は、会長・副会長の互選について記載されています。

第7条は、会議について記載されています。会議は、会長が招集し、会長がその議長となるとしています。

審議会は、委員総数の1/2以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。

審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第8条は、部会について、必要に応じて部会を置くことができる。となっております。

第9条は、関係者の出席について記載されています。

第10条は、この会議は原則公開ということが記載されています。

第11条では、庶務については人権推進課が行うことが記載されています。

第12条では、この規則に書いていないことは会長が定めるとということが記載されています。

「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則」の説明は以上となります。

## 5. 会長・副会長選出

### 事務局

それでは審議に移りたいと思います。審議会規則第7条第2項の規定により委員総数17名のうち16名のご出席をいただいております、委員総数の1/2以上ですので、会議が成立しておりますことを、報告いたします。

本日は第1回目の審議会ということで、会長・副会長がまだ決まっておりません。

審議会規則第6条では、会長・副会長を委員の互選によって定めることとなっております。選出方法についてお諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょう。

### 委員

事務局に一任。

事務局

ありがとうございます。事務局からのご提案ですけれども、これまでの経緯も踏まえて、会長には公益社団法人泉佐野市人権協会代表の中藤 辰洋委員に、副会長には泉佐野市人権を守る市民の会代表の立山 眞吉委員にお願いできないかと考える次第ですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

事務局

ご異議がないようですので、事務局よりご指名させていただきます。

会長には、中藤 辰洋 委員、副会長には、立山 眞吉 委員にお願いしたいと存じます。

## 6. 会長挨拶

中藤 辰洋 会長

先ほど会長にご指名頂きました中藤です僭越ですが委員の皆さまのご協力を頂きながら有意義な審議会としていきたいと思っていますので、立山副会長共々どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。それでは中藤会長、議事の進行をお願いします。

## 7. 議案

### ①泉佐野市民の人権に関する意識調査について

中藤 辰洋 会長

それでは、早速ですが、案件に入りたいと思います。

議案①泉佐野市民の人権に関する意識調査について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料. 1 泉佐野市民の人権に関する意識調査の概要をご覧ください。

### 1. 目的

泉佐野市民の様々な人権問題に関する意識の現状や傾向を把握し、人権問題の解決に向けた施策を総合的に推進するための基本方針や実施計画の策定のほか、市民への人権に関する教育・啓発のための基礎資料とすることを目的とします。

2. 事業の実施主体は、泉佐野市市民協働部人権推進課になります。

3. 意識調査実施期間は、2021年令和3年10月中旬から11月中旬までを予定しています。

4. 事業の概要ですが、(1)人権問題についての意識調査①標本数(調査票配付数)3,000名、②調査対象 泉佐野市民で満18歳以上の男女を18~29歳、30~39歳、40~49歳、50~59歳、60~69歳、70歳以上の6階層5中学校区で均等に抽出し③有効回収率、有効回答率40~50%で想定しています。

(2) 調査票の作成ですが、前回、2015年平成27年実施の泉佐野市民の人権に関する意識調査の設問を利用し、設問を一部追加して調査票案を作成する。このことにより前回意識調査との経年比較ができます。(3) 調査票等の発送準備及び発送について、①調査対象者の抽出及び宛名シールを作成②調査票、依頼文書、返送用封筒の封入③原則、郵便により調査対象者に送付④市のHPに調査協力を掲載⑤市広報11月号において調査協力依頼を掲載します。

(4) 調査票回収、整理、データ入力①調査票を回収、整理(有効回答、無効回答の選別)②データを入力します。

(5) データの集計、データ集計、単純集計、クロス集計、自由記述のまとめ、その他回答などの集計になります。

(6) 報告書の作成、①報告書A4版、約150ページで想定を想定しています。内容は(ア)はじめに・市長コメント挨拶、(イ)調査の概要(ウ)回答者の属性、(エ)調査結果・図表・分析・コメント、(オ)自由記述のまとめ、(カ)調査結果のまとめと今後の課題等、(キ)調査票・各設問の集計データ入りこれらを②泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会で報告書案を協議し、印刷原稿を作成します。併せて、報告書の概要版も並行して作成します。③報告書の印刷は100部を予定しています。

(7) 報告書の配布について、①関係機関への配布②報告書を市ホームページへのアップを考えています。

次に資料. 2をご参照下さい。スケジュールになります。本日、8月30日が第1回目の審議会になり、当審議会で後程、調査票(案)についてご意見を頂いたものを修正し調査票を作成し、調査期間は10月中旬から11月中旬を予定しています。11月上旬より順次データ入力を行い、12月上旬より単純集計、クロス集計、1月より図表化、文章化、2月に調査結果の速報により第2回審議会においてご審議頂き、調査報告書の原稿作成を予定しています。

次に資料. 3、資料. 4をご参照下さい。資料. 4については、資料. 3調査票の前回、平成27年度の調査票から追加等したものを一覧表にしたものです。調査票(案)P. 2、問1、あなたの性別は。あなた自身が自認する性についてお答えください。3その他( )を追加しています。P. 2、問2、あなたの年齢は。1. 20歳未満を追加しています。P. 3、問5、次にあげる人権問題の中で、あなたが特に関心を持っているものをお答えください。10新型コロナウイルス感染症等の人権問題、11こころの病、うつ病、依存症などに関する人権問題を追加しています。P. 10、問27、あなたは、平成28年、2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」部落差別解消推進法が施行されていることを知っていますか。を追加しています。P. 11、問32、あなたは、平成28年、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」ヘイトスピーチ解消法が施行されていることを知っていますか。を追加しています。P. 12、問35、新型コロナウイルス感染症等に関する事で、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。1患者や感染者等のプライバシーが守られないこと、から13わからないまでを追加しています。P. 14、問40、大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例、令和元年、2019年大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を追加しています。P. 18、自由記述において、新型コロナウイルス感染症等に関する人権問題について、情報化社会、インターネット・SNSにかかわる人権問題についてを追加しています。説明は以上とな

ります。

中藤 辰洋 会長

ただいま、泉佐野市民の人権に関する意識調査について目的ですとかアンケート調査の内容、それと報告書作成に向けて一定説明頂いたのですが全体を通して、どこからでも結構ですのでご質問なりご意見をどうぞ。

委員

えっと、調査票の方で3ページ、6番にはアイヌ民族の人権問題が掲げられていますが、1～9番あたりまでは黒枠で、白字で、それぞれの項目について詳しく設問があるのですが、6番のアイヌ民族の人権問題については、そういう項目が見当たらない、ですから2019年アイヌ施策推進法がありますのでそれを踏まえて、他のところは比較的新しい法まで書かれているので、今のタイミングでその法も含めてどういう見方をしているのか？あるいはアイヌ民族にどういうふうを考えていくのか？ということも入れてみたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

委員から事前にアイヌ民族の設問について一定ご提案頂いている資料を今朝、頂きましたので、今からお配りしますので、そちらの方をご覧ください。

委員

先に調査項目に入れるかどうかを含めてお話しして頂ければと思います。

中藤 辰洋 会長

とりあえず設問を見せて頂いてからのお話しですね。

事務局

資料の方をお配りさせていただきます。

委員

資料の方を説明させていただきます。先ほど言いましたけれど、アイヌの人々について書かれていないなど、それですとネットで各府縣市など、どのような設問をしているか、急遽、昨日、調べたところあまり他府縣市はないのですね。あったのが熊本県をはじめそこにあるような、私が見つけた限り5つしかないということですけど、この時期ですので先ほど言った法も成立していることもあるので、入れてみたらと思います。それぞれ各縣市は独自の項目を立てたり或いは、全く同じ項目になったりしているのですが、それはそれとして入れるか入れないか、入れるならどの項目を入れるのかそういうことをお話し頂ければと思います。

中藤 辰洋 会長

そしたら文面は後にしまして今、ご提案のありましたアイヌ民族の人権問題について具体的な設問を入れていくかどうかについて、ご意見の方をお願いします。

委員

これ、どうなんですか。これ最初からアイヌ民族の件は抜けていたのですか？

事務局

元々ですね、ここに載せているようにアイヌ民族問題について載せていますが、もう少し具体的にというご提案だと思います。

委員

これ順番に追って行ったらアイヌ民族の分が抜けているのですね。何故、こうなっているのか？

事務局

この調査票の案自体、前回、平成27年実施をベースにしておりますので、その時と今の状況ですね、先ほど委員が言われたアイヌの推進法が出来たとかそういう状況が変わって来ているのでそれが原因であると思います。

中藤 辰洋 会長

今ありました通り、経年比較の関係で前は6年前ですか平成27年のアンケート項目を基本に変更部分も先ほど説明があったのですが、その時からアイヌ民族の人権問題という項目はあるのですが、具体的な設問が無かったということで、委員から状況も変わったこともあるし、入れたらどうかということですが、特に必要ないとか反対とかございませんか？無ければ具体的なアンケート項目は、それは、出来れば事務局なり私どもに一任して頂くということで、とにかく具体的な設問を何らかのかたちで他府県のものを参考にしながら入れて行くということでもよろしいでしょうか。では反対が無いようですので、この件はそのように取扱いさせていただきます。

では、他の件でご質問とかございますか？

委員

あのね、原爆の団体ありますよね。

中藤 辰洋 会長

被爆された方の団体あると思います。

委員

その人たちと話をしたことがあるのですが、やっぱり結婚の問題で原爆を受けた人は差別を受けているのは厳しく感じているそうです。こういう時に話だけでもしていかないという気がします。

中藤 辰洋 会長

おっしゃる通りだと思います。アンケートに入れたらどうかというご提案ですかね。どうでしょうか？今の件に関して。よろしいでしょうか。これも文面等を事務局に一任というかたちで、何らかのかたちで入れさしてもらうかたちでもよろしいですか。はい。じゃあそのようにさせていただきます。他にございませんか？

委員

標本数が3,000という根拠、市民の18歳以上の全体人口に対する3,000が妥当なのか？ということと、前回の有効回収率、今回、目指すのが40～50%ということになるから1,500くらいの有効回答数を狙っているということになるのですが、回収方法というか郵便、無作為の郵送ということなのか？ということと、留置きで市内の各施設にアンケートを置くとかそういうことを考え無いかどうか？ということについてお伺いしたい。

事務局

3,000の標本数は、前回も3,000であったので今回も3,000にしております。抽出の方は無作為で行う予定です。前回の回収率が30.9%となっております。後、ご提案のありました施設にという3,000の内数の何百を回収率を上げるためにという意味であると思うのですが、前回との数値の比較がどうなるのが心配なところで、考えるところであると思います。

事務局

加えまして、これまでは日本語の和文で意識調査をしてもらっていましたが、今回、加えまして和文以外に英文なりハングルなり、中国語 点字とそれぞれ日本語以外の20部ずつを一応、予定しています。まずは、第1段として日本語で調査をかけるのですがその時にこれでは中身が分からないということで、こちらで情報をつかむような試行をしながら、こちらの方で再度、中国語バージョンが欲しいという方には、これをもう一度発送しようというようなことを考えています。

中藤 辰洋 会長

今、日本語以外という補足もありましたけれども、事務局からも説明がありましたが、基本的には前回と同じ標本数の3,000で調査対象も男女別、年齢別に6階層で無作為抽出してやりということですが、〇〇委員どうですか？

委員

これは統計学的には有効なん？その数ていうのは。

事務局

前回のところで調査の報告書でも30%超えて有効となっております。

中藤 辰洋 会長

他の市のアンケートでもこれくらいでやっていますね。もっと内容を濃くするために増やした方がいいと思うのですが、〇〇委員よろしいですか。

委員

はい。

中藤 辰洋 会長

それで行くということで。では、他にありましたらお願いします。



委員

今のまずね、これ郵送で送り郵送で返すかたちですが、パソコンでとかそういうことは考えてないのですか？

中藤 辰洋 会長

メールとかですね。どうですか？

事務局

今もインターネット社会ですので IT でできれば 1 番良いのですが、何しろシステムを組むとか、また、これは違う部分でそれなりの費用もかかりますのでそこまでの段取りは正直やっていない状態ですので、今まで通り紙媒体でお願いしたいというようなことを考えています。今後の課題であると認識しています。

中藤 辰洋 会長

他の調査も含めて今後の課題でよろしいでしょうか。

委員

郵送して帰ってくるかどうか分からないが、例えば 1 カ月したらもう 1 回全員に、すでに回答して頂いた方にはご迷惑ですが再度お願いしますとかそういったものは出すのですか？

事務局

調査期間の下旬くらいにハガキの方でお願いとすでに回答頂いている方にはお礼のハガキを郵送することを考えています。

委員

別のことで、11 ページの問 3 4 ですが、その上の白字の部分も含めて、ハンセン病を患ったというここ今までの文章では、良く書かれているのはハンセン病（元患者）とか含むとかそういったかたちのものが多かったように思うのですが、これだったら患った人だけが差別されるそういった受取りになるので、家族も含めて差別が先ほどの原爆の問題も一緒であると思います。今までの表現の方が良いと思います。それも含めて検討して下さい。

事務局

そのへんの標記については修正させていただきます。ありがとうございます。

中藤 辰洋 会長

そのへんも事務局で検討させて頂くということで。他にございませんか？

委員

言葉のあれですけど、12 ページ問 3 5 の 1. 患者や感染者の等のプライバシーが守らないことは、文章的にこれで良いのでしょうか？

中藤 辰洋 会長

ちょっとおかしいですね。

委員

守られないことなのか、プライバシーを守らないことなのか？

中藤会長

そのへん事務局は訂正をお願いします。

事務局

はい。訂正いたします。

中藤 辰洋 会長

他ございませんか？

委員

実は法律の設問ですが、例えば6ページの間16障害者差別解消法についてで、1. 内容を知っている、2. 法律の名称のみ知っている、3. 知らないと、内容を知っているとこれどの辺まで知っているかどうか？というのは、こういった障害者差別解消法が出ましたという内容は知っているが、何条から何条は何があるとかそこまで中々知りません。きっちり覚えていません。そういう意味でこれはっきりしすぎている。そうなったらどうなるのか？2番を選ぶと思います。この問い方で行くとね。この間に何か入らないのか？全部は知らないが少しは理解していますよという感じ。全てそうですは法律に関しては。問い方がそうになっています。

中藤 辰洋 会長

今の件で。先にその件で。

事務局

確かに内容を詳しく具体的にご存じの方がどんだけいるかというお話ですが、なので法律があることを知っている。名前を知っている。法律を読んだことがあるとか。概要を何かのパンフレットで見たことがあるとかそこら辺をもう少し精査しながら表現を内容を知っているから完璧に条文まで知っているのか？たぶんそんな方はいらっしやらないと思いますが、法律の名前だけでなく一度概要も含めて読んだことがある見たことがある、見聞きしたことがあるとかというような表現に変えさせて頂ければなと思います。

中藤 辰洋 会長

1. 2. 3だけでなく。もう少し入れるということかな？

事務局

はい。

中藤 辰洋 会長

それか内容を知っているの次の質問でもう少し詳しく聴くか、何らかの方法でもう少し具体的に入れて行くということで委員よろしいでしょうか。

委員

その方が回答しやすいと思います。

中藤 辰洋 会長

他の法律のことも含めて？

事務局

他の法律のことも含めて分かりました。

中藤 辰洋 会長

〇〇委員、他にありますか？

委員

よろしいです。

中藤 辰洋 会長

他ございませんか？よろしいですか。それでは無いようですので、いくつかご意見頂いたことを受けまして事務局なり私どもが入って細部については確定して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では案件①については以上で終わらせて頂きます。

## ②その他

中藤 辰洋 会長

では続きまして案件②その他、この機会ですので人権に関わることでしたら何でも結構ですので何かご意見等ありましたらお願いします。ございませんか？よろしいですか？どうぞ。

委員

この会自身が長い間開かれていなかったのも、やっぱり年に何回か開くように会則ではなっていないみたいですけど、最低、年に1回ぐらいは必要ではないかと思っておりますので、事務局の方も大変なので上手く調整しながら開いて頂ければ有難いです。

中藤 辰洋 会長

コロナのこともありますが、この件で何かありますか？

事務局

この間、長い間開けてなかったのは事実です。この市民意識調査のアンケート結果によっても、また、皆様方に新たにご審議を頂く内容が出てくるかも分かりません。それともう一つ会長さんがおっしゃったコロナの件、確かにございました。泉

佐野市のこの審議会、書面開催とか遠隔でやるとか実は出来ないのです。それをしようと思えば、審議会の会則を触らないといけないということがございますので、実際コロナ、皆様方もワクチンをうたれた方たくさんいらっしゃると思いますけど、今後もどうなっていくか分からないということもあるので、この審議会自体も開催のやり方も、また、別件ですけど検討する必要があるのかなと考えています。予算的などころもありますので、なるべく我々はそういった予算を要求しながら出来る限り開催して行きたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

中藤 辰洋 会長

コロナのこととかいろいろ事情もありますが、最低、年に1回ほどよろしくお願いいたします。

委員

前ころは差別事象がこの会議でも議題に上がっていました。最近の事象としては何かないのですか？

事務局

最近、正直申し上げまして先ほどの市長の挨拶にもありましたが、落書き等云々確かに続いて来ておりました。これ幸か不幸か今回、コロナの関係で出歩かないと言ったらおかしいですけど関西空港、一時飛行機が飛ばない状況もありましたので、関西空港ですと落書きが続いて来ていたのですが、ございません。やっと無くなりました。これ人が居ないからじゃないかと思います。後、インターネット、SNSですね、また、ユーチューブ、映像の方でここが被差別部落ですよと紹介しているビデオ、ユーチューブの映像がアップされているのが現状です。今、実際、泉佐野市でそういう映像があるかと言ったらそれはまだ確認が出来ていません。あるところでは、そのアップされたものをすぐに裁判所で削除の申請を出して削除されているのもありますので、これからはスピーディーにそれを見つけて削除するというような体制というかやり方も我々も研究しないといけないなというところですよ。やっぱり差別事象というのは、ほとんどはメールであったりインターネットであったりというところが続いているところですよ。

中藤 辰洋 会長

〇〇委員よろしいですか。他にございませんか？指名して恐縮ですが、公募頂いた〇〇委員ご感想とかもしあればお願いいたします。

委員

素晴らしい方々のご意見を聞かせてもらったのですが、今回、私が応募したのは、職場の中で差別発言があって、今、現在、若い人達、学生さんどういいう授業の中で教えているのかと思ったので、ここで勉強させて欲しいと思いました。学校ではどんな教育、同和という言葉も知らなかったのですその子は、部落というのは知っているのです。親から教えられているのでしょうか。だから、どうなっているのかなと思ったのです。

中藤 辰洋 会長

私も元学校の教師なんですけど、泉佐野市は地域も有していますしその辺は文言も含めて、地域を有している学校と有していない学校と若干の温度差はありますけれども他市に比べたら一生懸命、わりときっちり教えているつもりなんですけど行き届いていない部分もありますけど、また、そういったご意見があったことを教育委員会へ伝えておきます。事務局、補足で何か？

事務局

全然、人権教育をやっていない訳ではないと思っています。今、我々部外者ですので学校教育課の中にも人権教育係がありますし、実際各学校でいろんな人権教育に関する取り組み、どこまで詳しくかは、詳しいことは我々も把握出来ていませんけれども当然人権推進課も学校教育課の方と連携しながら何とか学校の方にいろんなこちらの方の人権教育の学習のネタとかも提供しながら何とか子ども達に人権問題を深くやってもらいたいという思いで連携はとっております。ただ、具体的にそれぞれの学校の温度差であったり小学校、中学校の発達段階によってどこまで話をするかどういう内容かというのはあると思いますが、そこらへんはやって頂くようには連携は取っています。

委員

人権擁護委員としては、泉佐野地区としては自慢というか各小学校3年生に対して、「いじめを無くそう」という人権教室を毎年させて頂いております。ここだけははっきり言えるのはこの大阪以南でも泉佐野市は、市内の小学校3年生が必ず呼んでくれて、「いじめを無くそう」という授業をしています。それは先生方にも評価を頂いていて中々楽しく学ぶということで寄せて頂いています。それと泉佐野女性センターの主催で男女共同参画の授業は、4年5年6年とプログラムが別にあってそれを長年やらせて頂いていて学校に私達が行かせてもらって子ども達に直に話が出る場合がありますので、他の市に比べたら人権に関しては違う勉強をしっかりとやっているんじゃないかと思うのですが。それでも色々と段階を踏んでいくと忘れてしまうこともあると思いますが。

中藤 辰洋 会長

よろしいですか？委員よろしいですか？

委員

ありがとうございます。

中藤 辰洋 会長

僕から指名して申し訳ございませんでした。他ございませんか？よろしいですか？では無いようですので本日の審議会はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。